

新潟市自立支援教育訓練給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため、国が指定する講座等を受講する場合に、受講経費の一部について交付する新潟市自立支援教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この教育訓練給付金の交付対象者は、市内に在住する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に20歳に満たない者を扶養している者をいう。）であって、次の要件を満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成事業を受給している者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 交付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

(対象講座)

第3条 この教育訓練給付金の対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

働省令第3号)の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

(4) その他,上記に準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座

(交付額等)

第4条 この教育訓練給付金の交付額は,次に掲げる交付対象者の区分に応じ,それぞれに定める額とする。

(1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(第3条(1)及び(2)の講座を受講する者。)

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは,20万円とし,12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(第3条(3)の講座を受講する者)

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは,修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超えるときは,160万円)とし,その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

(3) 受講開始日現在において第4条(1)及び(2)以外の受給資格者

前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金についてはなお従前の例によることとし,(2)の40万円を20万円に,160万円を80万円に読み替えて支給するものとする。

(事前相談の実施)

第5条 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握するものとする。この場合において、該当母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介するものとする。

(指定申請書の提出)

第6条 教育訓練給付金を受けようとする者は、別紙様式1「自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書」(以下、「受講対象講座指定申請書」という。)を市長あてに提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

(1) 受講対象講座指定申請書の添付書類は次のとおりとする。ただし、当該書類により明らかにすべき事項のうち公簿等により確認ができるものについて市長がその確認を行うことに同意した者は、その事項を明らかにするために必要な書類を省略することができる。

- ①当該母子家庭の母又は父子家庭の父及び児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し(児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成事業を受給していない者)
- ②当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費助成事業受給者証の写し(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)
- ③当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合には前々年)の所得額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙様式9「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該

控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。) (児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成事業を受給していない者)

- (2) 訓練給付金を受けようとする者は、受講開始日より前に受講対象講座指定申請書を提出すること。

(受給要件の審査等)

第7条 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合は当該支給申請者が支給要件に該当しているか審査し、速やかに対象講座の指定の可否の決定を行うものとする。

なお、支給の決定に当たっては、必要に応じて母子・父子自立支援員等で構成する審査会を開催することができるものとする。

- (1) 受給要件の審査にあたっては、以下の事項に留意するものとする。

①過去に教育訓練給付金を受けた者には、原則として受給できないため、過去の受給の有無について確認する。

②過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者については、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、教育訓練給付金の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思われる場合は、交付しても差し支えないものとする。

③訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認する。

- (2) 対象講座については、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の意向も踏まえつつ、対象とする講座が適職に就く観点から適当であるかも含めて審査するものとし、必要に応じて、講座の変更を助言するものとする。

(対象講座の指定)

第8条 市長は前条の規定に基づき、対象講座の指定の可否の決定を行った場合には、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対象講座の指定を行った場合には、別紙様式2「自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」)

という。)により、指定を行わない場合には、別紙様式5「自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請却下通知書」により、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知する。

(受講中止の届出等)

第9条 受講対象講座の指定を受けた者が、当該講座の受講を取りやめようとするときは、別紙様式7「自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届」により届出を行うこととする。市長は、受講対象講座の取り消しを行った旨を別紙様式8「自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定取消通知書」により、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知するものとする。

(交付申請書の提出)

第10条 教育訓練給付金の交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、市長あてに、別紙様式3「自立支援教育訓練給付金交付申請書及び実績報告書」(以下、「交付申請書」という。)を提出するものとする。

(1) 交付申請書の添付書類は次のとおりとする。ただし、当該書類により明らかにすべき事項のうち公簿等により確認ができるものについて市長がその確認を行うことに同意した者は、その事項を明らかにするために必要な書類を省略することができる。

- ①当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費助成事業受給者証の写し(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)
- ②当該母子家庭の母又は父子家庭の父及び児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し(児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成事業を受給していない者)
- ③当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合には前々年)の所得額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別

紙様式9「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。) (児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成事業を受給していない者)

⑤受講対象講座指定通知書

⑥教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

⑦教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

⑧教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

(2) 交付申請書の提出期限は、原則として受講修了日から起算して30日以内とする。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内とする。

(交付決定及び額の確定)

第11条 市長は前条の規定に基づき、交付申請書を受理したときは、支給要件等の審査の上、速やかに交付の可否を決定し、交付の決定を行った場合には、別紙様式4「自立支援教育訓練給付金交付決定及び額の確定通知書」(以下「交付決定通知書」という。)により、交付を行わない場合には、別紙様式6「自立支援教育訓練給付金交付申請却下通知書」により、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知するものとする。

(交付)

第12条 市長は前条の交付決定及び額の確定通知後速やかに教育訓練給付金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第13条 市長は次の各号の一に該当する場合は、教育訓練給付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した教育訓練給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、教育訓練給付金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他市長が教育訓練給付金の交付を不相当と認めたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月19日から施行し、この要綱による改正後の新潟市自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月19日から施行し、改正後の新潟市自立支援教育訓練給付金交付要綱第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行し、改正後の新潟市自立支援教育訓練給付金交付要綱第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、改正後の新潟市自立支援教育訓練給付金交付要綱第2条及び第4条の規定は、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行し、改正後の新潟市自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書

下記内容の教育訓練について、自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を申請します。

| | | | |
|------------------------|--|----------|--------|
| ①氏名 | フリガナ | ③生年月日 | 年 月 日生 |
| ②個人番号 | | | (歳) |
| ④住所 | (〒 -) | 電話 () - | |
| ⑤教育訓練施設の名称 | | | |
| ⑥教育訓練講座の名称 | | | |
| ⑦教育訓練の期間 | 年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日) | | |
| ⑧所要費用(予定) | 入学金 円, 受講料 円 | 合計額 円 | |
| ⑨公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無 | 受講開始日現在において 雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が ある ・ ない | | |
| ⑩資格取得等の状況 | | | |
| ⑪過去の受給の有無 | 過去に自立支援教育訓練給付を受けたことが | ある ・ ない | |
| | 過去に高等職業訓練促進給付を受けたことが | ある ・ ない | |
| ⑫備考 | | | |

(注意)

- 1 交付の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学金及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。）です。
- 2 交付の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練を受講する場合、20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金。または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき交付額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、受講修了日後にあらためて「自立支援教育訓練給付金交付申請書」及び添付書類によって交付申請手続きを行うことが必要です。

同意書

年 月 日

自立支援教育訓練給付金の支給要件の決定のために必要があるときは、住民基本台帳及び市民税の課税状況等を市長が関係当局に報告を求める事に同意します。

住所 _____

生年月日 _____ 年 月 日

個人番号 _____

氏名 _____

(別紙様式2)

第 _____ 号
年 月 日

様

新潟市長

自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書

年 月 日付で提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書
について、下記のとおり指定したので通知します。

| | | | |
|------------|--|--------------|---------------------------------|
| ①氏名 | フリガナ | ②生年月日 | _____年 ____月____日生 (____ 歳) |
| ③住所 | (〒 _____) | 電話 (_____) | |
| ④教育訓練施設の名称 | | | |
| ⑤教育訓練講座の名称 | | | |
| ⑥教育訓練の期間 | _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日 (受講開始日) | | |
| ⑦所要費用 (予定) | 入学金 _____ 円, 受講料 _____ 円 合計額 _____ 円 | | |
| | | 指定番号 : | |

(注意)

- 1 交付の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学金及び受講料 (希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。)
- 2 交付の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の6割相当額です。ただし雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金。または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の交付支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金交付申請書」及びこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

(別紙様式 3)

年 月 日

(宛先) 新 潟 市 長

氏名

自立支援教育訓練給付金交付申請書及び実績報告書

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

| | | | | |
|------------|---------------------------------------|-------|--------------|-----------------|
| ①氏名 | フリガナ | | ③生年月日 | 年 月 日 (生 歳) |
| | | | | |
| ②個人番号 | | | | |
| ④住所 | (〒 -) | | 電話 () - | |
| ⑤教育訓練施設の名称 | | | | |
| ⑥教育訓練講座の名称 | | | | |
| ⑦教育訓練の期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) | | | |
| ⑧所要費用 | 入学科 円, 受講料 円, 合計額 円 | | | |
| ⑨支払希望金融機関 | 金融機関名 | | 支店名 | |
| | 口座番号 | 普通・当座 | フリガナ 口座名義 | |
| | <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します | | | |
| ⑩備考 | | | | |

(注意)

- 1 交付申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。

同意書

年 月 日

自立支援教育訓練給付金の支給要件の決定のために必要があるときは、住民基本台帳及び市民税の課税状況等を市長が関係当局に報告を求める事に同意します。

住所 _____

生年月日 _____ 年 月 日

個人番号 _____

氏名 _____

(別紙様式4)

第 年 月 日

様

新潟市長

自立支援教育訓練給付金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった自立支援教育訓練給付金について、下記のとおり決定及び確定したので通知します。

記

- 1 交付金の名称 自立支援教育訓練給付金
- 2 交付決定額 円
- 3 目的及び内容 交付申請書のとおり

(別紙様式5)

第 年 月 日

様

新潟市長
(担当 区健康福祉課)

自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請却下通知書

年 月 日付で提出のありました、自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

【却下理由】

<問い合わせ先>

| | | | |
|------|-----|-------|---|
| 〒 | 新潟市 | 区 | |
| 新潟市 | 区役所 | 健康福祉課 | 係 |
| 直通電話 | | | |

(別紙様式6)

第 年 月 日

様

新潟市長
(担当 区健康福祉課)

自立支援教育訓練給付金交付申請却下通知書

年 月 日付で提出のありました、自立支援教育訓練給付金交付申請書については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

【却下理由】

<問い合わせ先>

| | | | |
|------|-----|-------|---|
| 〒 | 新潟市 | 区 | |
| 新潟市 | 区役所 | 健康福祉課 | 係 |
| 直通電話 | | | |

(別紙様式7)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届

下記のとおり、自立支援教育訓練給付金を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。

| | | | |
|---------------|--|-------|--------------------|
| ①氏名 | フリガナ | ②生年月日 | _____年 |
| | | | ____月____日生(____歳) |
| ③住所 | (〒 -) | 電話() | - |
| ④受給資格がなくなった理由 | イ 法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で無くなったため。 ロ 新潟市に住所を有しなくなったため。 ハ 修業を取りやめたため。 ニ その他() | | |
| ⑤理由が発生した日 | 年 月 日 | | |

(別紙様式8)

第 _____ 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当 区健康福祉課)

自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定取消通知書

年 月 日付で提出のありました自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届に基づき、
下記のとおり受講対象講座指定を取り消しましたので通知します。

| | | | |
|------------|------------------------------------|------------|------------------|
| ①氏名 | フリガナ | ②生年月日 | _____年 |
| | | | ____月____日生 (歳) |
| ③住所 | (〒 -) | 電話 () | |
| ④教育訓練施設の名称 | | | |
| ⑤教育訓練講座の名称 | | | |
| ⑥教育訓練の期間 | _____年 月 日 ~ _____年 月 日 (受講開始日) | | |
| ⑦所要費用(予定) | 入学料 _____円, 受講料 _____円 | 合計額 _____円 | |
| | | | 指定番号: |

(別紙様式9)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

| ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 | | | | | | |
|----------------------|------|--|-----------|--|------|-------|
| 1 | フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | | | | | |
| | 個人番号 | | 住所（別居の場合） | | | |
| 2 | フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | | | | | |
| | 個人番号 | | 住所（別居の場合） | | | |
| 3 | フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | | | | | |
| | 個人番号 | | 住所（別居の場合） | | | |
| 4 | フリガナ | | 続柄 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | | | | | |
| | 個人番号 | | 住所（別居の場合） | | | |

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない